

研究活動における不正行為の防止に向けて

研究活動における不正行為は、いかなる理由によっても正当化されないものであり、研究者生命も脅かしかねない問題に止まらず、研究機関の責任が厳しく追求されるばかりか、国民の不信感を招き、ひいては科学技術振興施策そのものへの信頼をゆるがしかねない行為です。

このリーフレットは、研究活動における不正行為を防止することを目的とし、不正行為とはどのようなものか、不正行為を行った場合の処分などについて、分かり易く示しました。

研究活動における不正行為とは（禁止事項）

■研究活動における不正行為の対象者は・・・

研究活動に携わる「本学に勤務するすべての職員」及び「本学において修学するすべての学生」が対象となります。

1. 研究不正

- ◆捏造・・・存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- ◆改ざん・・・研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- ◆盗用・・・他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。

2. 研究費の不正受給

偽りその他不正の手段により競争的資金等の交付を受けること。

3. 研究費の不正使用

架空の取引により本学又は本学以外の機関に代金を支払わせ、業者に管理させたり、実態を伴わない作業の謝金・賃金や出張の旅費を支払わせるなど、経費を不正に使用すること。

※いわゆる「預け金」、「プール金」、「カラ出張」、「カラ謝金」、「水増し請求」など

4. 不適切な兼業従事

無届兼業、兼業許可申請書への虚偽記載など。

5. 隠蔽工作

不正行為を故意に隠したり、発覚しないようにすること。



研究活動における不正行為を行った場合の処分

不正行為を行った「個人」に対する処分だけでなく、「研究機関」が資金配分機関から処分を受けることがあります。

■個人(研究者等)に対する処分

【学内の処分】

- ◆職員の場合は、懲戒解雇、諭旨解雇、停職、出勤停止、減給、戒告の懲戒処分、又は訓告、厳重注意等の指導監督措置を受けます。
- ◆学生の場合は、退学、停学、訓告の懲戒処分を受けます。

【資金配分機関の処分】

競争的資金には、それぞれ制度毎に応募資格停止、加算金を含めた資金の返還等のペナルティが設けられています。詳細は、各競争的資金制度をご確認ください。

※応募資格の停止

科学研究費補助金の場合、不正使用した本人については、1～10年、善管注意義務違反者については1～2年、既に採択されている研究課題も交付が停止されます。

また、各競争的資金制度内で、いずれか一つの制度で不正使用を行った場合であっても、他の全ての資金制度の応募が停止されます。

【法律上の処分】

本学又は資金配分機関から民事及び刑事告訴を受けることがあります。

■研究機関に対する処分

- ◆研究費の不適切処理の疑いが生じ、適切な納品検品を怠っていた場合は、研究機関が当該研究費の不正に使用した相当額の返還が科せられます。
- ◆経費管理体制の不備により悪質な不正使用の事案が発生した場合は、研究機関に対する間接経費の削減が行われ、さらには当該機関及び当該機関に所属する研究者に対する資金の配分が一定期間停止することもあります。

■本学の研究活動における不正行為防止等の体制及び関係規則等

URL：<http://www.tokushima-u.ac.jp/research/action/>

■不正行為に関する通報窓口

総務部人事課課長補佐(新蔵地区)
TEL:656-7014(内線:新蔵 7014)
E-mail:jinhosa@tokushima-u.ac.jp

■競争的資金に関する相談窓口

研究国際部産学連携・研究推進課研究推進係
TEL:656-9862(内線:常三島 4862)
E-mail:kokusai1c@tokushima-u.ac.jp